議会の委任による専決処分の報告(損害賠償請求事件に係る和解)

区ほか1名を被告とする損害賠償請求事件について、和解が成立する見込みのため報告する。

## 1 事件名

損害賠償請求事件(令和3年(ワ)第27512号)

2 専決処分の日

令和4年4月15日(予定)

- 3 当事者
  - (1)原告 世田谷区内在住中学生(事件当時は区立小学校児童)
  - (2)被告 事件当時の担任教諭(被告1)及び世田谷区
- 4 和解金額 1,300,000円

(内訳) 被告1 1,000,00円 世田谷区 300,000円

## 5 事件の概要

原告は、平成30年10月23日に、当時在籍していた世田谷区立小学校4年次の担任教諭であった、被告1による体罰を起因とした心的外傷後ストレス障害(PTSD)により、私立小学校へ転校せざるを得なくなったものとして、被告1及び世田谷区に対して、その通院慰謝料や後遺障害慰謝料、転校により生じた学費等500万円、及び遅延損害金の支払いを求めて提起された事件。

6 地方自治法第180条第2項に基づく専決処分の報告

専決処分について、令和4年第1回区議会臨時会において世田谷区長より区議会へ報告予定。